

令和5年分 確定申告特集

所得税および復興特別所得税・贈与税
3月15日(金)までに申告・納税

個人事業者の消費税および地方消費税
4月1日(月)までに申告・納税

平素はつどいの家の活動においてご支援ご理解を賜りありがとうございます。

確定申告はお忘れなく !♡



つどいの家は宮城県と仙台市から税額控除対象法人として指定されています。

つどいの家へのご寄付は確定申告により所得税の**税額控除対象**となります。

寄附領収書をお手元にご用意の上、国税庁のホームページより [\(確定申告書等の作成 | 令和5年分 確定申告特集 \(nta.go.jp\)\)](#)簡単に申告が可能です。住民税と合わせ、寄附金額の最大50%近くが控除されます。

* 所得税の確定申告の際は

○ 「公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金」 をご選択ください。

× 「上記以外の寄附金控除に該当する寄附金」 を選択すると税額控除は適用されません。

寄附金控除、政党等寄附金等特別控除の入力

所

所得税

所得税の確定申告書を作成します(医療費控除、寄附金控除、住宅ローン控除など)。

寄附金の証明書を1件ずつ入力してください。

[入力件数が多い場合の入力方法はこちら](#)

寄附年月日

令和 5 年 月 日

寄附金の種類

[寄附金の受領証明書の入力例、種類の選択についてはこちら](#)

国に対する寄附金
都道府県、市区町村に対する寄附金(ふるさと納税など)
日本赤十字社支部に対する寄附金
共同募金会に対する寄附金
政党及び政治資金団体に対する寄附金
認定NPO法人等に対する寄附金
公益社団法人又は公益財団法人等に対する寄附金
上記以外の寄附金控除に該当する寄附金

該当するものを選択してください。|

仙台市民の方は
こちらをチェック

仙台市以外の宮城県民
の方はこちらをチェック

- 住所地の都道府県及び市区町村の両方が条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の市区町村のみが条例により指定した寄附金
- 住所地の都道府県及び市区町村の両方で条例により指定されていない寄附金、又は不明な場合

※ 条例で指定されているか分からない場合は、お住まいの都道府県・市区町村のホームページでご確認ください。ホームページで確認しても分からない場合は、各都道府県・市区町村にお問い合わせください。